

太田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

## 太田市条例第46号

### 太田市営住宅条例の一部を改正する条例

太田市営住宅条例（平成17年太田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第60条第1項中「第56条第1項に定める区画」を「駐車場」に、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面」を「自動車の保管場所として駐車場を使用する権原を有することを証明する書面」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第60条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。